

教保第1384号
令和4年12月20日

各市町村教育委員会教育長
各公立幼稚園長
各小学校長
各県立特別支援学校長
各教育事務所長

殿

沖縄県教育委員会
教育長 半嶺 満
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」の小学校等の保護者に向けた再度の周知について（協力依頼）

平素より、学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。
みだしのことについて、令和4年12月15日付け事務連絡にて文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課等から別添のとおり依頼があります。

この度、本助成金・支援金の対象となる休暇の取得期間について改正が行われ、令和5年3月31日まで延長されることとなりました。

については、各学校（園）においては、保護者に対し、お便り、メール、学校HP等、御対応いただける方法により御案内ください。また、別添に掲載されているHPやLINEチャットボット、添付のリーフレット等も併せて御案内いただくなど、効果的な周知に御協力をお願いいたします。

各市町村教育委員会においては貴所管の公立幼稚園及び小学校へ周知するとともに、各市町村の関係部局に対し幅広く周知いただくようお願いいたします。

各教育事務所においては、本件について御承知おきください。

御質問等については、「小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター」(0120-876-187、土・日・祝日を含む9:00～21:00)、をお願いいたします。

記

【対象期間の延長内容】

(改正前) 令和4年11月30日までに取得した休暇が対象

↓

(改正後) 令和5年3月31日までに取得した休暇が対象

【臨時休業等の範囲】

「臨時休業等」には、学年・学級単位での休業のほか、特定の子どもについて学校長が新型コロナウイルス感染症に関連して出席しなくてもよいと認めることが含まれます。